

長野県北信建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年5月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年5月12日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 403号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡木島平村大字上木島字柳久保2658番の1地先から 下高井郡木島平村大字上木島字小松原2456番の3地先まで	旧	4.0~7.0 m	0.2330 km
		15.0~17.0	0.2530
同 上	新	15.0~17.0	0.2530

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 中野小布施線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字三ツ和1097番の1地先から 中野市大字三ツ和1118番の2地先まで	旧	5.2~8.2 m	0.3717 km
同 上	新	9.8~15.5	0.3717

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 中野飯山線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字赤岩字道六1774番の5地先から 中野市大字田上字川端417番の2地先まで	旧	5.0~26.5 m	1.6768 km
同 上	新	5.0~26.5	1.6768
		12.7~32.3	1.8850

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年5月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年5月12日

長野県千曲建設事務所長 丸山 義廣

- 1 路線名 大町麻績インター千曲線
- 2 供用を開始する区間
千曲市大字戸倉字鎮守1996番の8地先から
千曲市大字戸倉字上中町1755番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年5月12日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年5月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド伊那店
伊那市西町5352-32ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦3-14-15
- 3 変更する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

4 変更年月日

平成28年6月20日

5 届出年月日

平成28年4月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年5月12日から平成28年9月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年5月12日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター箕輪店

箕輪町959-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

4 変更年月日

平成28年6月20日

5 届出年月日

平成28年4月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年5月12日から平成28年9月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

平成28年4月28日、北信州土地改良区の定款変更を認可しました。

平成28年5月12日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成28年4月28日、長野県善光寺平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成28年5月12日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

上中堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年5月12日

長野県長野地方事務所長 塩谷幸隆

理事

新任

氏名	住所
野口純一	長野市篠ノ井小松原1213番地
徳武庄太郎	長野市篠ノ井小松原693番地1
寺澤敬二	長野市篠ノ井岡田1918番地
岡沢利治	長野市篠ノ井岡田750番地4
北澤靖夫	長野市川中島町四ツ屋204番地
堀内和	長野市川中島町今里686番地
村澤久雄	長野市川中島町今里217番地
望月暉信	長野市篠ノ井横田558番地

重任

氏名	住所
高橋宏	長野市川中島町今井814番地の2
島田洪三	長野市川中島町今井870番地
棚田利夫	長野市篠ノ井布施五明243番地5
鳥羽隆善	長野市篠ノ井布施高田517番地

退任

氏名	住所
滝澤一男	長野市篠ノ井小松原34番地1
清水寛	長野市篠ノ井小松原137番地
西澤重正	長野市篠ノ井岡田1788番地
岡澤四郎	長野市篠ノ井岡田696番地5

柄木田 幸 治 長野市川中島町四ツ屋1294番地3
 内 村 淑 長野市川中島町今里1231番地
 山 岸 懿 長野市篠ノ井会277番地

監 事

新 任

氏 名 住 所
 野 口 武 彦 長野市篠ノ井小松原1582番地
 山 崎 恒 政 長野市川中島町今里1501番地
 北 山 徳 重 長野市篠ノ井二ツ柳299番地3

退 任

氏 名 住 所
 中 村 常 男 長野市篠ノ井御幣川452番地
 丸 山 都 男 長野市篠ノ井岡田263番地ロ
 島 田 希 芳 長野市川中島町今井431番地

農地整備課

公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成28年5月12日

長野県公安委員会委員長 大 澤 一 郎

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能（普通）	平成28年6月13日（月） 午前9時から午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部運転免許本部中农信運転免許センター
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成28年6月13日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（中型）	平成28年6月17日（金） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（普自二）	平成28年6月22日（水） 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能（普通）	平成28年6月20日（月） 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成28年6月13日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（中型）	平成28年6月17日（金） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（普自二）	平成28年6月22日（水） 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、中型又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査(普通、中型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であ

るときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成28年6月1日(水)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通)

19,650円

(4) 技能検定員審査(普自二)

14,500円

(9) 技能検定員審査(中型)

23,450円

(1) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

21,700円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通)

11,800円

(4) 教習指導員審査(普自二)

9,400円

(9) 教習指導員審査(中型)

14,950円

(1) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

12,750円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年5月12日

長野県警察本部長 尾崎 徹

1 落札に係る物品等の名称及び数量

交通監視用カメラシステム一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

(2) 所在地 長野市三輪1丁目6番15号 長野中央警察署内

3 落札者を決定した日

平成28年4月12日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 日立キャピタル株式会社

(2) 所在地 東京都港区西新橋一丁目3番1号

5 落札金額

1月当たり賃借額 1,209,168円

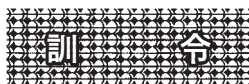
6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成28年3月24日

交通規制課



長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程(平成20年長野県訓令第12号)の一部を次のように改正します。

平成28年5月12日

長野県知事 阿部 守一

本則の1の表の6の項中

「
総務部コンプライアンス推進室行政監察員
総務部コンプライアンス推進室職員相談員
」

を

「
総務部コンプライアンス推進室コンプライアンスリーダー
総務部コンプライアンス推進室行政監察員
総務部コンプライアンス推進室職員相談員
」

に、

「
総務部コンプライアンス推進室職員相談員
」

を

「
総務部コンプライアンス推進室コンプライアンスリーダー
総務部コンプライアンス推進室職員相談員
」

に改め、同表の15の項中

「
総務部コンプライアンス推進室職員相談員
」

を

「
総務部コンプライアンス推進室コンプライアンスリーダー
総務部コンプライアンス推進室職員相談員
」

に改める。

人事課